

鹿屋市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第194号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項の当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができるものとする。」を「次の各号に掲げる種目が、当該各号に該当する場合はこの限りではない。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入浴担架又は入浴補助用具 加齢及び進行性の障害により身体の変化がある場合又は修理不能により用具の使用が困難となった場合

(2) 前号以外の種目 修理不能により用具の使用が困難となった場合

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

種別	種目	対象者	性能	上限額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

		重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年

		家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢児以上の者			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	４年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障がい児で、原則３歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障がい児で、原則学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいをする身体障がい者（児）で、入浴に介助を必要	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者が容易に使	90,000円	８年

		とするもの。ただし、原則として3歳以上の者	用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもので、手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいをもつ身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用	60,000円	8年

			具としての手すり、スロープ等とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者（児）、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で、訓練を行っても自力	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。	151,200円	8年

		での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齢児以上の者	ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	８年
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障がい者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	６年

		がい者で、知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障がい者（児）で、聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障がい者（児）であ	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	５年
	電気式た			56,400円	５年

	ん吸引器	って、必要と認められるもの		157,500円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）				
	発電機又はバッテリー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者（児）で、人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用しているもの	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用し得るもの	100,000円	10年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者（児）で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則と	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5 年

		して学齡児以上の者			
	視覚障がい者用体重計	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齡児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	５年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障がいをも有する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齡児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者（児） インテリ	100,000円	６年

			キー、ジョイスティック等 視覚障がい者（児） 画面拡大ソフト、 画面音声化ソフト等		
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がいをもつ（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので、次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用	標準型 7年 携帯用 5年

			(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	ア 7,200円 イ 1,650円	
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）で、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	５年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	89,800円	６年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、	115,000円	６年

		学齡児以上の者	音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの		
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、原則として学齡児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出す、又は音声化するもの	198,000円	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齡児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
	聴覚障がい者等用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がい者を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年

		(児)等。ただし、原則として学齢児以上の者			
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 70,100円	笛式 4年 電動式 5年

	埋込型人工喉頭用人工鼻	喉頭を摘出した音声・言語機能障がい者（児）で、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	埋込型人工喉頭用人工鼻及び装着用具	月額 24,200円	
	人工内耳用電池	聴覚障がい者で、人工内耳を装用している者	人工内耳対外装置に使用する電池	使い捨て（空気亜鉛）電池 月額 2,000円 （充電池との併給は不可） 充電池 年額 24,000円 （使い捨て（空気亜鉛）電池との併給は不可）	1年
	人工内耳用充電器	聴覚障がい者で、人工内耳を	人工内耳用充電器を充電するための機器	25,000円	3年

		装用している者	であって、対象者が容易に使用し得るもの		
	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障がい者で、中心視野及び矯正視力0.1以上であると医師により認められるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	434,500円	8年
	点字図書	福祉事務所長が別に定める。			
排泄管理支援用具	ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋及びその附属品 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で、尿処理用のキャップ付の	消化器系月額 8,858円 尿路系月額 11,639円	

			もの及びその附属品		
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で、排便若しくは排尿機能に高度の障がいがあるもの又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	
		3歳以上65歳未満の者で、下肢若しくは体幹機能障害2級以上、療育手帳A2以上又は精神障害者手帳1級のいずれかを所持していて、排泄の意思表示が困難であり、医師が紙おむつの使用を必要と認めるもの		月額 6,000円	

	収尿器	膀胱機能に障がい を有する身体障がい者（児）	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障がい者（児）であって、障害等級3級以上のもの。 ただし、特殊便器への取替えに	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え	200,000円	原則1回限り

		については、上肢 障害２級以上の 者	オ 洋式便器等への 便器の取替え カ その他アからオ までの改修に附帯 して必要となる住 宅改修		
--	--	-----------------------------------	--	--	--

注１ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。

２ 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。